

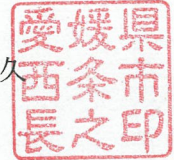


様式第7号（第14条関係）

西条市指令衛第570号  
令和6年3月6日

一般廃棄物収集運搬業許可（更新）証

西条市長 玉井 敏久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり、一般廃棄物収集運搬業を許可する。

許可業者	住所	西条市周布1758番地3
	名称	藤岡建設株式会社
	代表者	代表取締役 藤岡 一貴
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間	
収集区域	西条市内	
一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、がれき類の4種に限る	
許可条件	<ol style="list-style-type: none"><li>収集運搬を行うにあたっては、常に関係法規を遵守すること。 なお、西条市一般廃棄物収集運搬業許可基準第7条に該当した場合は、業務の停止もしくは許可の取消しを行うことがある。</li><li>収集運搬を行うにあたっては、廃棄物が飛散流出及び悪臭もれを生じないように注意すること。</li><li>収集した一般廃棄物は原則として道前クリーンセンターに搬入するものとする。</li><li>市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月10日までに報告すること。</li></ol>	